

国 総 建 第 3 3 9 号
平成 2 0 年 3 月 3 1 日

各地方整備局等建設業担当部長 あて
各都道府県建設業主管部局長 あて

国土交通省総合政策局建設業課長

下請セーフティネット債務保証付借入金に係る経営事項審査の事務取扱について

建設業法施行規則の一部を改正する省令(平成20年1月31日国土交通省令第3号)が制定されるとともに、平成20年1月31日付け国土交通省告示第85号(以下「告示」という。)をもって建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準の改正がなされたところである。

平成11年1月28日付け建設省経振発第8号「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について」等により創設された、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度(いわゆる「下請セーフティネット債務保証事業」)に係る経営事項審査の事務扱いについては、以下の通りとする。

ただし、本通知による事務扱いは平成20年4月1日より適用する。なお、平成13年4月20日付け国総建第109号をもって通知した「下請セーフティネット債務保証付借入金に係る経営事項審査の事務取扱について」は平成20年3月31日限り廃止する。

記

1. 平成20年国土交通省告示第85号「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件」第一の二2における「基準決算における流動負債と固定負債の合計の額(以下「負債合計額」という。)」に含まれる、元請となる中小・中堅建設業者又は元請建設業者と下請契約を締結した中小・中堅建設業者が下請セーフティネット債務保証事業により事業協同組合等から受けた借入金(以下「下請セーフティネット債務保証付き借入金」という。)の額は、負債合計額から控除することができることとする。
2. 経営状況分析の申請者が下請セーフティネット債務保証付き借入金の負債合計額からの控除を求める場合においては、経営状況分析申請書(建設業法施行規則別記様式第25号の8)の余白に「下請セーフティネット債務保証付き借入金の額 円」と記載して申請を行うこととする。
3. 1により控除することができる金額は、下請セーフティネット債務保証事業による融資を実行した事業協同組合等が別添様式により証明したものに限ることとする。

様式

平成 年 月 日

下請セーフティネット債務保証事業に係る融資残高証明書

(登録経営状況分析機関)

代表者 殿

協同組合
理事長 印

株式会社に対する平成 年 月 日現在の下請セーフティネット債務保証事業に係る融資残高は、_____, _____, _____ 円であることを証明します。

なお、その内訳は以下のとおりであり、各融資に係る債権譲渡承諾依頼書、債権譲渡承諾書及び金銭消費貸借契約証書(これに類するものを含む。)の写しを添付致します。

発注者	工事名	融資日	弁済期日	融資残高